

第4章

最も回収の手が早い債権者 社会保険事務所・税務署

The Turn-around Method

Ver 2.0

 **davinci partners LLC**
<http://www.davinci-partners.com>

第4章目次

- 1-1. 税金を滞納したらどうなる? 3
差押えをされないためには
- 1-2. 猶予(分納)制度が大きく変わりました。 8
制度概要
平成28年4月から、「申請による換価の猶予」制度が始まっています。
- 2. 社会保険料を滞納したらどうなる? 10
社会保険料も、「申請による換価の猶予」があります。
最悪、社会保険料を滞納したまま倒産してしまったら。
- 3. 債務が免除されると税金が発生する 13

1-1. 税金を滞納したらどうなる？

資金繰りが厳しい企業に税金の支払い状況を確認すると、滞納しているケースが少なくありません。「払わなければ」と頭では理解していても、実際は後回しになっている、というケースが殆どです。

税金の納期限が数日遅れる程度であれば、経営に悪影響を及ぼしてしまうような問題が起こる事はまず考えられませんが、滞納が常態化してしまい、長期間滞納してしまうと、財産を差押えられてしまう可能性が出てきます。

差押えをされないためには

税金を滞納してしまったら滞納を放置せず、税務署に行き、職員に事情を説明することが重要です。税務署の職員も鬼ではありません。きちんと話し合いをすれば、そこまで厳しいことは言ってきません。滞納を放置して、催促を無視し続けるような悪質なケースは論外ですが、きちんと納めようと考えている人の話には真摯に耳を傾けてくれます。

そもそも、税務署の職員も、「経営が苦しいから税金を納めることが出来ないのだ」という事を理解しています。ですからこちらの印象を良くするために「納めたいのですが、今はこれしか持っていないのです」とその場で数万円を納めてしまえば相手の対応もかなり違ったものになります。今後、交渉しやすくするために、「誠意のある滞納者」であると税務署にアピールしておき、支払い条件緩和の交渉を行った方が得策です。

資金繰りが苦しい時に銀行口座や売掛金の差押えをされてしまったら、その時点で即アウトです。差押えだけはなんとしてでも回避しなければなりません

- 差押え財産が不動産（土地、建物）の場合、その不動産に住むことは出来ませんが、勝手に処分することはできません。
- 税金滞納による財産の差押えや、滞納者の財産調査などについては裁判所の許可は不要なので、差押え前に裁判所、税務署（都道府県・市区町村）から連絡が来ることなくある日突然、差押えられますので注意が必要です。（差押前に文書にて通知してくれる市区町村もありますが、それは市区町村が任意でしているだけなので、基本的には文書などで通知されることなく差押えられます）

■ 法定納期限から遅れて納付した場合、延滞税が発生します。

法定納期限から2ヶ月以内に納付した場合の延滞税の利率は、年7.3%（ただし、現在は年4.1%の特例が適用されています）、2ヶ月を過ぎると年14.6%となります。分割納付した場合でも、延滞税については同じです。ただし、延滞税に延滞税はかかりませんので、延滞税を払う前に本税を納付して下さい。

税金を滞納すると上記のような「附帯税・加算税」が課せられますが、さらに悪質な場合、冒頭のとおり財産を差押えられることもありますから注意が必要です。

■ 税金を滞納すると、財産を差押えられます

通常、正当な理由なく（病気療養中・災害にあった場合などは除く）法定納期限から50日以内（地方税は20日以内）に税金を納付しない場合、税務署（都道府県・市区町村）から督促状が送付されてきます。

この督促状が発送された日から10日以内に納税者が自主的に完納しない場合、税務署（都道府県・市区町村）は滞納者の財産を差押えることが出来るようになります。（これらの一連の流れを滞納処分といいます）実際、督促状や電話がかかっても無視をしている場合には悪質だとみなされ、強制執行されてしまいます。

税務署などの徴収担当者は、財産調査の一環として住居などを検索する権限を持っています。小売店や飲食店であったケースですが、店に来てレジのお金を持っていったりすることもあります。

■ 差押えの対象となる財産

- ✓ 現金・預貯金
- ✓ 給料
- ✓ 不動産（土地、建物）
- ✓ 売掛金等の債権
- ✓ 動産（車・テレビ・宝石・美術品・骨董品など）
- ✓ 有価証券（株券など）
- ✓ 電話加入権
- ✓ 生命保険、損害保険

などです。

上記の他、

- ✓ キャラクターグッズ
- ✓ アイドル歌手のグッズ・レコード
- ✓ 海外アーティストのレコード
- ✓ 海外のお土産
- ✓ 古くなった漫画本
- ✓ ブリキのおもちゃ、

等といった物まで持っていかれたりします。「こんな物まで持っていくの?」と思えるような品物が勢ぞろいです。

上記の他にも、お酒、一眼レフカメラ、リカちゃん人形、ガンダムのプラモデル、ウルトラマンの人形等々、マニアに売れそうなものは持っていかれてしまい、ヤフオクの公売で売られてしまうのです。興味のある方は、下記リンクをクリックして「yahoo!オークション-官公庁オークション」をチェックして下さい。

[yahoo!オークション-官公庁オークション](#)

→ <https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

上記のような品物は、現場の職員から見たら、ただのゴミのように見えるかもしれませんが、このような嗜好性が高い物品はファンやマニアからしたら「お宝」かもしれないので、高値がつく可能性があります。このような背景から、税金の差押えは生活必需品以外は何でも持っていかれるようになってしまったのです。最近ではクルーザーやジェットスキーまで、公売で見かけます。

インターネット公売が登場する以前の差押えは、特に怖がらなくても問題なかったのですが、インターネット公売の登場で事情が変わってしまいました。税金がらみの差押えは気をつけなければなりません。

財産を差押えられると、納税者はそれらの財産を勝手に処分できなくなるばかりか、差押え後、さらに納付しない場合、税務署によって差押えられた財産が公売等の換価手続きが行われ（前述のとおり最近ではネットオークションを利用したインターネット公売が活発に行われています）、換価された代金が滞納した国税に充当されます。

延滞している納付額を超える価格で、オークションで換価された場合、そのお金は税務署から納税者に還付してくれます。

■ 差押えで狙われやすいもの

督促を無視し続けると、真っ先に狙われるのが銀行口座の預金です。挨拶代わりに差押えできます。税務署の職員が預金口座を開設している支店に訪問し、職権で押さえられてしまいます。朝一訪問しているケースが多く、差押えにあったご相談者様から「9時15分頃に支店から電話があった」、「9時20分頃に支店の担当者から連絡があった」という報告を聞きます。

ネットバンクの場合、本店に差押えの書類を送るため、朝一止まるというケースは少ないようで、大体昼過ぎぐらいには押さえられてしまいます。差押えを受けると資金繰り予定がくるってしまうので、もし、差押えされそうだという状況であれば、常に警戒は怠らないようにして下さい。

預金の次に狙われるのは売掛金です。売掛金を押さえるというのは、事業主相手に非常に有効な脅し文句となります。付き合いも長く、仲の良い取引先であれば、売掛金の差押え通知が届いても、笑い話で済む可能性もありますが、そうでない間柄の場合、売掛金の残高照会があっただけで、取引先が警戒してきます。

大手企業と取引している場合、税務署から売掛の残高照会が届くと「差押え通知が届いてしまうと取引停止になりますから、税務署に相談して差押えにならないよう解決して下さい」と、親身にフォローしてくれるか、若しくは、問答無用でいきなり取引停止のいずれかとなります。取引停止の憂き目にあわないよう、税務署の督促は絶対に無視しないで下さい。

ただ、実際、「督促状が発送された日から10日経過後にいきなり差押えを受ける」という、ケースは殆ど見られません。まずは訪問、電話などで何度か督促されることになり、この督促を無視している場合に「悪質」とみなされ、強制執行されてしまうのです。

■ 一括で納付できない場合

一括で納付できない場合、税務署（都道府県・市区町村）や税務課に相談し、今後どのようにして納付していけばよいかを話し合う事により、差押えを免れることは可能です。税金の分割払いの相談にも応じてくれますので、分割可能な金額を双方の話し合いにより決めて納付していくことになります。

また、税の納付は銀行の借入金のように一定期間据え置いた後に毎月納付するという方法は基本的には認められないので、毎月納付していくことになります（平成28年4月から、分納が認められるようになりました【本章1-2】参照）。相談に行くときには、事業の動きがわかる直近3ヶ月間の試算表と元帳、通帳を持参されることをお勧めします。

■ 担保を差し出すと分納を認められやすくなります

滞納が常態化し、多額の滞納が発生してしまった場合、長期的な分割払いを認めてもらうのはかなり難しいです。しかし、いくら難しいといっても、事業を続けていくには差押えの事態を回避しなければなりませんから、分割納付の交渉をしていくことになります。

長期的な分割納付を認めてもらうために、納付計画を提出して交渉していくことになります。しかしこの段階では、本当に納めることができるのかどうか、税務署側からすれば何の保証もありません。そこで税務署は分割納付を認める代わりに、担保となるものを差し出すように要求してきます。

もし、多額の税金滞納が存在しても、担保を差し出す事により、長期的な分納を認めてもらえる可能性があります。

税務署が担保として求めてくるものは、主に①不動産、②保証金、敷金、ゴルフの会員権、③動産の3つです。いずれかの担保を差し出すことにより、強制執行を免れることが可能です。

しかし、ひとたび納付が滞ってしまえばすぐに「公売」されてしまいますので、十分気をつけなければなりません。金融機関の「競売」は裁判所が間に立って落札した金額を債権者に分配しますが、税務署の「公売」は自分達で売却します。なお、未納の額より多い額で落札された場合は、余った分を滞納者に返すことになっています。

また、税金を滞納すると14.6%もの延滞金が加算されますが、担保を出すことで、金額ではありませんが延滞金を免除してもらえるケースもあります。交渉の材料の一つとして覚えておいて下さい。もし、あなたに担保として提供できる資産がない時は、手形や小切手が用意できれば担保とみなされますから、長期的な分納を認めてもらえる場合もあります。

■ 税金を納めなくてよい場合もあります

税金は原則的に免除できないとお話しましたが、会社が倒産した時や、財産が何もない場合、または滞納処分が執行されることによって、滞納者の事業継続や生活を維持することが著しく困難だと認められる場合など、将来的に納税できないのが明らかな場合は「滞納処分の執行停止」という措置を税務署はとります。

滞納処分の執行停止措置の期限は3年間。その間は差押えや取立てはありませんが、最低でも年に1回は様子を調べて、納められるようなら滞納処分が再開されます。3年が過ぎて

も納められないと判断された場合は「不納欠損処分」になり、請求されなくなります。そもそも税金は、本当に資力がある人から徴収する事が基本的なスタンスですから、払いたくても払えない人は法律で保護されることになります。

しかし、税務署は滞納処分の停止をする際には、徹底的に調査します。取引先に聞き込みに行くようなケースも報告されています。税務署の追及はかなり厳しいですから、事業を継続するという事であれば、分納の交渉を進めるほうが無難だと思われます。

1-2. 猶予（分納）制度が大きく変わりました。

平成26年の税制改正により、国税通則法及び国税徴収法が改正され、従来の「職権型」の換価猶予制度に加え、「申請型」の換価の猶予が併設されました。この改正に伴い、納税の猶予を含む国税の猶予（分納）制度に関わる徴収手続の具体化が図られました。

猶予制度には、病気や事業で著しい損失を受けたときなどに、納税者の申請により納税を猶予する「徴収の猶予」と、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合などに差押財産の換価を猶予する「職権による換価の猶予」と「申請による換価の猶予」があります。猶予が認められたときは、財産の差押えや換価が猶予されます。また、猶予期間中の延滞金が軽減されます。

制度概要

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

■ 猶予が認められると

猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除され、財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

国税庁配布資料

→ https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sonota/itiji_leaflet.pdf

平成28年4月から、「申請による換価の猶予」制度が始まっています。

すでに、「申請による換価の猶予」の制度が運用されていますので、現在、滞納状態にあ

る方は、滞納を放置せず、相談に行かれる事をお勧めします。

相談に行きたいが、スケジュールが厳しいという方は、電話相談をするだけでも対応は変わってきますので、まずは納税者自ら連絡した方が良いです（市町村によってはメール・手紙での対応も受け付けてくれるようです）。

滞納を放置し、納期を過ぎれば過ぎるほど、延滞金が加算されてしまいます。それでも相談せず、税金や延滞金を納付しない場合は、財産や預貯金・売掛金を差押えられ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分をされてしまうので、一刻も早く、納税相談に行かれる事をお勧めします。

ちなみに、申請された経験のある方によると、「申請に必要な書類が思ったよりも簡単に作成でき、申請書を提出する際、何か言われるのではないかと心配していたが、すぐに受理された。延滞税は14.6%から2.8%に下がり、支払い負担が軽くなった」との事でした。

2. 社会保険料を滞納したらどうなる？

税金同様、社会保険料も長期間滞納していると厳しい処罰が待ち受けています。税務署よりキツイ対応をされたという話はよく聞きますので、滞納してしまったらすぐに交渉して下さい。

社会保険料は、納付期限の翌日から延滞金が年率14.6%の割合で発生します。また、納付できない場合は、保険料の強制徴収を行います。税金と同様で、口座の差押えや、事業所の財産を差押えするケースもあります。強制執行され、売掛金を差押えられてしまい、取引先との関係が駄目になってしまわないよう、分割でも払っていかねばなりません。

■ 正直、税務署より回収方針が厳しいです。

社会保険事務所の徴収担当者に「税金と違い、社会保険料は社員を雇用している限り、毎月継続的に発生するという性質があります。ですから、ひとたび滞納を許してしまうと、すぐに2ヶ月、3か月分と滞納額が増えていく事になりかねません。そのため、どうしても回収方針が厳しくなってしまう。という事情をご理解ください。」と言われたことがあります。

■ 差押えは突然やってくる

督促を無視していると、最初に預金口座を差押えられます。預金口座の差押えが空振りに終わると、次は売掛金や保証金（事務所を賃貸で借りている場合）の差押え、保険（積立型）のいずれかを差押えると警告されます。

ここで連絡すると、売掛金の差押えは免れますが、売掛金以外に資産があれば、ひとまず差押えられてしまいます。

だと一応、ちなみに、社会保険事務所には強制徴収の権限がありますので、いかなるタイミングで差押えをするかについては法律上の制約は一切ありません。この点、覚えておくと良いかと思います。

社会保険料も、「申請による換価の猶予」があります。

税金の「申請による換価の猶予」は本章で説明させて頂きましたが、実は、厚生年金保険料等についても猶予の制度があります。

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6カ

月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、1年以内の期限に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

但し申請対象となる月以外の保険料等を滞納している場合は、原則として換価の猶予は許可されないと言われてますので注意が必要です。

制度の内容は税金と殆ど同じですが、一応、申請の手引きをご覧になって下さい。

猶予の申請の手引き（厚生労働省）

→ http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junckyoku/2015040107.pdf

最悪、社会保険料を滞納したまま倒産してしまったら。

もし万が一、社会保険料を滞納したまま倒産してしまった場合、今まであなたの企業で働いてくれた社員の方達は、「社会保険料未納」として扱われてしまう事になってしまうのでしょうか？

結論から言うと、社員の方々に迷惑が掛かるようなことはありません。滞納している間、保険証もそのまま使い続ける事もできますし、滞納したまま倒産しても、社員の方の厚生年金保険料年金は納付扱いとなります。

■ ただし、給料から厚生年金保険料を天引きしていたという証明が必要

社会保険料を滞納したまま倒産すると、厚生年金保険料が未納になってしまい、社員の方に迷惑をかけてしまうのではないかとお考えの経営者様がいらっしゃると思いますが、社員の方は「厚生年金保険特例法」で保護されますので、基本的に心配する必要ありません。

ただし、保護を受けるには条件があり、社員の方が、「事業者が給料から厚生年金保険料を天引きしていたにもかかわらず、事業者の落ち度で厚生年金保険料の納付が未納になってしまった。」という事を証明する必要があります。

■ 日本年金機構へ証拠を提出して証明する必要があります。

厚生年金保険料を滞納したまま倒産してしまったら、そのまま放置してしまっただけではありません。社員の方には必ず、次のような説明をしてあげて下さい。

- ① ある時期から、厚生年金保険料の未払いが発生している。
- ② このまま何の手続きもしないと破産・倒産すると、未納扱いになってしまう。

- ③ あなた達（社員）の厚生年金保険料は、ご存じのとおり給料から天引きされている。
- ④ 従って、あなた達には何の落ち度も無い。
- ⑤ ただし、記録上は未納になっている可能性もあるため、最寄りの日本年金機構に相談して欲しい。
- ⑥ その際、給料明細があれば、天引きされた証拠になるから、給料明細を必ず用意しておいて欲しい。紛失した場合は速やかに連絡して下さい。再発行します（再発行はせめてもの配慮だと思います）。
- ⑦ この記録を元に、日本年金機構に「年金記録の訂正請求手続き」をして下さい。分からなければ、相談窓口で「働いていた会社が倒産したのだが、どうやら厚生年金を資金繰りに流用し、何か月か滞納していたと社長から説明を受けた。厚生年金保険料は給料から天引きされているので、こちらとしてはきちんと払われているという認識でいました。何時頃から未納になっているのか知りたく、未納扱いになっていれば訂正請求をしたい」というように相談窓口に伝えれば良いです。

年金記録の訂正手続きのあらまし（日本年金機構）

http://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303_files/00002617507mrw9vQMN.pdf

■ きちんと証明できれば、記録は回復します。

事業者の過失によって社会保険料が未納になってしまったという事実を証明すると、年金記録が回復されることとなります。その後、年金の給付額にしっかりと反映されることとなります。詳しくは日本年金機構で確認してみてください。

■ ただし、経営者は別です。

事業者のトップである経営者が「未納の事実を知らなかった」という理屈は通らないので、社会保険料を滞納し、そのまま破産・倒産してしまった場合は、年金記録は当然、未納として扱われます。記録が回復するのは社員だけです。

3. 債務が免除されると税金が発生する

事業再生の過程で金融機関から債権放棄を受けた場合、債権放棄を受けた分は利益(益金算入)とみなされます。つまり税金の対象となってしまうのです。せっかく債務を圧縮できても、高額な税金を納めなければならないとなると、事業再生が頓挫する恐れもあります。

例えば、銀行から1億円のプロパー融資を受けたとします。この1億円の返済ができなくなり、不良債権化すると、回収不能となった不良債権はサービサーに債権譲渡され、以降はサービサーから残債の請求を受けることになります。しかし、1億円の債権といえども、無担保債権であれば1～5%程度で取引されています。仮にサービサーが1億円の債権を3%の300万円で購入した場合、あなたは300万円+ α で買い取ることが可能です。

そしてこの債権を最終的に400万円であなただけが買い戻したとします。元々1億円の負債を抱えていたのが、400万円でケリがついた場合、9,600万円の債務免除を受けたことになります。通常ならこの段階でハッピーエンドですが、ここで話が終わる訳ではありません。なんと、免除を受けた9,600万円に対し、税金が発生してしまうのです。

いままであなたが抱えていた負債が無くなると、無くなった負債額に対して、企業に利益が発生したと見なされてしまいます。これを「債務免除益」といいます。

■ 損益計算書(P/L)上、利益(特別利益)が発生してしまう

債務免除益は通常の利益と違い、お金が手元に入ることの無い数字上の利益です。ですから、どんなに多額の利益を計上したとしても、お金は全く増えません。むしろ、大幅にお金が出ていく可能性すらあるのです。

サービサーを使って過剰債務を圧縮できたと喜んだのもつかの間、現実にお金が増えた訳でもないのに、税金を納める必要に迫られてしまうのです。ここで税金滞納という新たな負債を抱えてしまったら、債権放棄をしてもらった意味がまるでなくなります。このような場合どうしたらよいのでしょうか。

こういった場合、過去の欠損金を利用することができます。

法人税法上、青色申告をする企業が赤字を出した場合、その損失額を翌年度に繰り越し、翌年以降の所得金額から差し引くことができます。たとえば1億円の赤字を出した場合、次の事業年度から黒字になっても、7年間にわたって1億円に至るまで利益を相殺することができます。そして、利益を相殺した結果赤字であれば、その年度の法人税はかかりません。

また、一定条件が満たされれば、7年にかかわらず創業時からの赤字を欠損金として組み入れられる(期限切れ欠損金)場合もあります。ですので、もし、サービサーから債権を買い戻すような場合は、一度、顧問税理士・会計士に確認してください。

期限切れ欠損金の適用条件

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入および期限切れ欠損金の優先利用を認める(私的整理のうち整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み)

■ 不動産の売却益にかかる税金にも配慮する

不動産を売却した場合、譲渡益(儲けた場合)に対して税金が発生してしまいます。しかし、納めなくて済むケースもあるので覚えておいて下さい。

不動産を売却する時点で、売却価格が不動産を取得した時の価格(本社等の建物の場合は減価償却を控除した後の金額)を超えており、譲渡益が発生している場合は、個人でも法人でも、同じように課税されることとなります。しかし、購入価格より値下がりしていれば譲渡損が発生していますから税金を納める必要はありません。譲渡損が発生しているような場合は、それを証明するために、購入時の書類が必要になります。

不動産譲渡益に対する課税金額は、法人であれば約4割の法人税がかかり、個人はその不動産の保有期間が5年を超えている場合20%(所得税15%、住民税5%)。保有期間が5年以下の場合39%(所得税30%、住民税9%)といった税金が発生してしまいます。しかし、個人の場合には、このようなケースでも税金を納めなくてもいい特例が2つあります。それは、

① 資力喪失状態で売却した時

「資力喪失」とは、全くお金を持っていない状況のことを言います。借金返済の目処がまったく立たず、このままでは競売で不動産を処分されてしまい、そのお金で返済しなければならぬほど資力を喪失していたと認められれば、不動産の譲渡所得税を加算されることはありません。

② 保証債務を履行するために売却した時

例えば、銀行融資を受ける際、ほとんどの場合で企業の代表者が個人保証を入れる事

になります。借入の返済ができず、多額の負債を抱えて返済が困難になったとします。返済に充てるために担保にしている不動産を売却した場合、一定の要件を満たせば税金がかからなくなります。

ただ、これらの特例は、売却方法に細心の注意を必要としますから、どのようなケースだと特例が認められるかは顧問税理士・会計士の判断を仰いで下さい。

また、あなたが所有している不動産が自宅兼賃貸マンション・アパートの場合、条件が変わってきます。このような場合、その不動産に自宅の部分と自宅でない部分がある場合には2種類の不動産を売却したものとして、それぞれ分けて計算することになってしまいます。ですから、もしあなたの保有不動産がこのようなケースに該当するようであれば、顧問税理士・会計士、税務署等に行って相談された方が良いでしょう。

事業再生では税金を納める余裕がない状態で売却するケースが多いため、万が一、税金の処理に失敗してしまい、せっかく負債を圧縮したにもかかわらず、多額の税金が発生して、二次破綻してしまう恐れがでてきてしまいますから、どのようにしたら税金が発生しないのかを顧問税理士・会計士等に専門的な意見を必ず確認して下さい。